いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

新潟市立両川中学校

Ⅰ　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【「いじめ防止対策推進法　第一章　第二条」より抜粋】

※いじめには、多様な態様があること鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」と要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

【「いじめの防止等のための基本的な方針」より抜粋】

Ⅱ　基本理念

1　いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることを鑑み、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。

2　いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わないことはもちろん、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにする。そのために、いじめが心身に及ぼす影響など、いじめの問題にへの理解を深められるよう生徒の指導にあたる。

3　いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校では、国・地方公共団体・地域住民・家庭、またその他の関係者と連携し、いじめの問題を克服することを目指していく。

【「いじめ防止対策推進法　第一章　第三条」参考】

Ⅲ　具体的方策

1　下枠の４項目を三段階に分け、方策を整理し実践する。

【 項 目 】
（１）学校および学校職員の責務
（２）生徒への指導
（３）保護者の責務・保護者との連携
（４）関係機関との連携

【 段 階 】
Ａ　リスクマネジメント　　（開発的機能・予防的機能）
Ｂ　クライシスマネジメント（早期発見・問題解決的機能）
Ｃ　ナレッジマネジメント　（情報共有・再発防止機能）

	Ａ　リスクマネジメント （開発的機能・予防的機能）	Ｂ　クライシスマネジメント （早期発見・問題解決的機能）	Ｃ　ナレッジマネジメント （情報共有・再発防止機能）
（１） 学 校 の 責 務	①研修等を通し、職員自身のいじめに対する認識の高揚を図る。 ②いじめ防止のための指導法の修得に努める。 ③指導体制､運営組織の確認し、その中で「懲戒」や「出席停止制度」といった運用等も念頭に置き、いじめ防止に努める。	①生活ノート（ふたかわlife）を活用し、日々の生徒の変化を見とる。 ②全職員が全校生徒と積極的に関わり、多面的な理解を行うことで、教師と生徒との信頼関係が築けるよう努める。 →生徒からの情報をキャッチする。 ③いじめアンケートを実施する。 ④週１回の生徒指導部会において気になる生徒について、より具体的な情報を共有する。 ⑤生活アンケートと教育相談を併用し行い、生徒の視線に立った実態把握に努める。 ⑥いじめが生じた際は、※１「いじめ不登校対策委員会」を設置し、迅速かつていねいな指導を行う。	①いじめ等に関わる指導の記録や情報を蓄積化し全職員で共通理解を図り、協力体制を強化する。 ②全職員共通理解の下、一貫性のある指導に努める。 ③いじめがあった場合の指導後も解決の是非にかかわらず、経過観察を怠ることなく、再発防止に努める。 →被害者が加害者に変わるケースもあり、被害者の心のケアも含め、多面的な生徒への指導・アプローチを心がける。 ④必要に応じて、この「基本的な方針」の見直しを行う。
（２） 生 徒 へ の 指 導	①集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土を作る。 ②心の通じあうコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できるような授業づくりや集団づくりを行う。 【学級での活動】 ・ソーシャルスキル、ライフスキル等のトレーニングによるコミュニケーション能力の向上を図る。 ・道徳教育の充実を図る。 【全校での活動】 ・各行事での学年を縦割で係活動を行うことで、上級生のリーダー性を高め、自治制の充実を図る。 ③ＳＮＳによるいじめを防止するために、インターネットに接続可能な機器の実態把握を行い、インターネットによるいじめの防止のために、適切な利用について指導を行う。	①いじめにあっている生徒が、何らかの形で、保護者や先生に伝えられるようにする。 ②いじめに気付いた生徒が、すぐに先生や保護者に報告できるようにする。 ※そのための関係づくりに努める。 ③いじめにあった生徒を助けられる集団づくりを行う。 ④加害生徒に対して意見できる生徒がいる集団づくりを行う。	①生徒会本部や委員会活動を通して、いじめ防止の啓発活動を継続的に行う。 ②学級活動にとどまらず、委員会活動や部活動を通して、生徒一人一人の自主性及び自律性の向上を図る。 ③いじめを行った生徒に対し、いじめが犯罪行為であり、その罪の重さを理解させることで再発の防止につなげる。

	Ａ　リスクマネジメント （開発的機能・予防的機能）	Ｂ　クライシスマネジメント （早期発見・問題解決的機能）	Ｃ　ナレッジマネジメント （情報共有・再発防止機能）
（３）保護者との責務・連携	①自分の子どもがいじめを行うことがないよう、規範意識を養うための、家庭教育の充実を図る。 ②自分の子どもがいじめの被害にあった場合には、すぐに相談ができる家庭環境づくりに努める。 ③学校をはじめ、国や地方公共団体のなどが講ずるいじめの防止等の措置に協力する。 ④保護者懇談会において、生徒の家庭・学校での様子について共通理解を図り、いじめの起こらない家庭・地域環境の構築に努める。	①被害・加害を問わず、いじめの事実を認知した際は、速やかに学校に報告するとともに、教育委員会や児童相談所等の関係諸機関と連携しながら、該当生徒への支援を行う。 ②自分の子どもがいじめを受けた場合には、適切に当該生徒をいじめから保護し、学校を含め関係機関と解決のための方策を検討する。	①いじめ不登校対策委員会が主導となり、経過観察や関係機関との連携を継続し、保護者との連絡を密に取りながら、該当生徒の心のケアに努める。 ②「いじめが犯罪行為であり、重い罪に問われることである」ことを、保護者が十分に理解し、再発の防止のための支援を行う。さらには、各家庭で生活習慣・生活態度の改善を図る。
（４）関係機関・地域との連携	①両川小学校との連携を継続的かつ機能的に行う。 ・入学前の生徒情報交換 ・毎月の小中連絡会 ・年３回の生徒指導連絡会 ②警察等から講師を招き、ネットトラブル防止の講習会を行う。 ③※２「両川地区いじめ防止連絡協議会」を設置する。	①新潟市生徒指導主事会での情報交換や生徒指導主事のネットワークの中で、当校のいじめにつながる情報があった場合、迅速に対応する。 ②いじめが発生した場合、下記の関係機関と連携をとり問題解決にあたる。 ・新潟市教育委員会 　学校支援課ＳＳＴ ・児童相談所 ・新潟大学附属病院 　ほか医療機関　等	①両川地区いじめ防止連絡協議会において、学校での対応について協議し、いじめの再発防止に努める。

※１「いじめ不登校対策委員会」
【構成メンバー】
校長　教頭　生徒指導主事　生徒指導・支援連携部　ＰＴＡ会長　両川地区民生委員・児童委員

※２「両川地区いじめ防止連絡協議会」
【構成メンバー】
両川地区コミュニティ協議会会長　両川地区青少年育成協議会会長
両川地区民生委員・児童委員会長　小中ＰＴＡ会長　小中校長　小中教頭
生活指導主任　生徒指導主事　スクールカウンセラー

◇保護者の責務・保護者との連携における留意点
　家庭教育の自主性が尊重されその責務は重要になるが、常に家庭と学校の協力体制の下いじめの防止等にあたることであり、学校の責任を軽減するものではない。

Ⅳ　重大事態への対処

１　「国の方針」においての重大事態の判断基準

（１）生徒が自殺を企図した場合
（２）身体に重大な傷害を負った場合
（３）金品等に重大な被害を被った場合
（４）精神性の疾患を発症した場合
（５）年間３０日に達する欠席が続くと考えられる場合
（６）児童生徒や保護者からいじめられていて「重大事態」に至ったという申し立てがあった場合

２　対処に関わる留意点

重大な事態に至った場合、当該生徒・保護者はもちろんＰＴＡや地域への対応。そしてマスコミへの対応も余儀なくされる。また、その対応も不手際により、より該当生徒に苦痛を与えるようなことがあってはいけない。そのために以下の留意点について共通理解のもと不測の事態には対応する。

（１）適時・適切な方法で、経過報告を行う。
（２）他の生徒のプライバシー保護等に努める。
（３）個人情報を盾に説明を怠らない。
（４）調査実施前に生徒またはその後保護者に調査結果を提供する場合があることを説明する。